

種村威史 提出 学位申請論文（課程博士）

『領知宛行制の確立と徳川将軍の儀礼』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、徳川将軍が大名・幕臣に対して封建的な主従関係を構築するために所領を宛行い、その証明として領知宛行状を発給するという仕組みが、近世国家の確立のなかで機能し確立して行く過程を、幕政の展開に位置付けて論証し、領知宛行をめぐる儀礼化の過程や領知宛行状をめぐる近世の人々の文書認識のあり方を検討した研究である。

本書は、序章と三部七章および終章から構成される。第一部「江戸幕府成立期

の領知宛行制」は、第一章「慶長期徳川政権の領知宛行」、第二章「慶長六年の徳川家康自筆領知宛行状」、第三章「元和三年・寛永十一年の領知宛行状と徳川政権」から構成され、第二部「領知宛行制の確立」は、第四章「寛文印知以降の領知朱印改」、第五章「元禄七年令について」からなり、第三部「領知宛行状をめぐる儀礼」は、第六章「近世後期領知朱印改と儀礼」、第七章「徳川將軍文書の焼却にみる近世の文書認識」によって構成される。

序章は、領知宛行制をめぐる研究史をまとめ、当該の研究が近世前期の政治史研究、また近世古文書学・近世史料学、儀礼研究のなかで取り上げられたとし、それぞれの成果を指摘している。しかし、従来の研究では近世前期の寛文期以降が研究のなかで位置付けられておらず、領知宛行をめぐる儀礼についての研究が不十分であり、さらに領知宛行状についての人々の文書認識を考察することが必要であると主張し、本論文の課題としている。

第一部「江戸幕府成立期の領知宛行制」は、初期徳川政権の領知宛行政策を論

じたものであり、徳川政権の領知宛行制が確立する以前の様相を、政治過程を検討しながら論じている。なお通説において、徳川政権の領知宛行制は、寛文四年（一六六四）四代將軍徳川家綱が全国の大名に一齐に領知宛行状を発給した「寛文印知」によって確立したとされる。また宛行状の様式は、十萬石以上・侍従以上の大名に対しては將軍の花押を捺した「判物」、それ以下の大名・幕臣には朱印を捺した「朱印状」が下付されたといわれている。

第一章「慶長期徳川政権の領知宛行」は、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦後に徳川家康が発給した知行宛行状の形式が尊大になっていく過程を、豊臣政権の代行者としての立場から武家政権の第一人者として將軍宣下を志向して行く政治的な動向として捉え、また知行宛行を給付された一萬石以下の家臣の出自・経歴を検討しながら、將軍宣下以前の家臣取立と畿内の軍事体制の強化に言及する。さらに、二代將軍秀忠の領知宛行の特質にも触れ、家康の宛行が「私的」な性格を持っていたのに対し、秀忠の宛行が「公的」な性格を持っていたことを指摘し、

慶長十八年に予定されながら実施されなかった領知宛行状の署判が秀忠であったと推測して、この分野の先行研究である藤井讓治氏の論考を批判している。

第二章「慶長六年の徳川家康自筆領知宛行状」は、慶長六年九月「小笠原定信宛徳川家康知行目録写」を中心に、奉書形式の文言にもかかわらず、家康が自筆で宛所を記したため直状として機能した領知宛行状の存在を、写本のみ現存する史料の検討から導き出した考察であり、中村孝也氏『徳川家康文書の研究』などの先行研究を批判・訂正したものである。

第三章「元和三年・寛永十一年の領知宛行状と徳川政権」は、秀忠政権による元和三年（一六一七）に諸大名・幕臣の多くに一齐に宛行状を発給した領知朱印改めの実施過程と、その宛行状の文書様式、家光政権による寛永十一年（一六三四）の領知朱印改めの実施過程と宛行状の文書様式を、それぞれの政治過程を背景に比較検討しながら検討したものである。いずれも将軍上洛中に京都において発給されたことを指摘し、元和三年の朱印改めでは、「郷村帳」の作成がなく伝

達儀礼の場も設定されず、まだ制度化したとはいえないとし、寛永十一年の朱印改めが一萬石以上の大名を対象として、より制度化されたと論じている。かつ、領知宛行状の料紙・書止文言・署判・宛所敬称を検討し、元和三年の場合は文書様式の序列化に一萬石以下・一萬石以上・二萬石以上といった石高が大きな要素となっているのに対し、寛永十一年には位階・官職による序列も加わったことを指摘し、江戸幕府における書札礼の確立にも言及している。

第二部「領知宛行制の確立」は、元禄期から享保期までの領知宛行制の展開を論じ、徳川政権の領知宛行制が寛文四年のいわゆる「寛文印知」によって確定したとする通説を大きく批判し、領知宛行制の確立は享保二年（一七一七）の八代将軍吉宗の朱印改めであるという新たな説を主張する。

第四章「寛文印知以降の領知朱印改」は、五代将軍綱吉が代替りに実施した貞享元年（一六八四）の朱印改めから享保二年の吉宗の朱印改めまでを対象に、諸大名への領知宛行状の一斉発給が、将軍宣下とともに代替りの諸儀礼のなかに位

置づけられていく様相を、元禄・正徳・享保期の政治と絡めながら考察し、とくに各地に現存する領知宛行状の原本・写本を实地調査・検討して史料学的な考察を加えている。綱吉の領知朱印改めについては、前代までの将軍が上洛や日光社参といった軍事力の動員によって武家政権の第一人者であることを誇示しながら朱印改めを実現したのに対し、綱吉はそれをせず朱印改めを実現したところに、元禄期の社会と政治の特徴と幕政の転換を指摘し、具体的に伝達儀礼の過程を追っている。かつ、そこに穢れ・服忌の觀念が入り込んでいくことに元禄の幕政の特徴を論じ、受給者の位階・官職による文書様式の整備を考察する。正徳期の六代将軍家宣の朱印改めについては、書止文言がさらに尊大となり将軍の統治の正統性を誇示するとともに、伝達儀礼のなかで老中・若年寄・側用人など幕閣が優遇されて大名の上に位置付けられることを指摘し、八代将軍吉宗の朱印改めに至ってこの傾向が確定し、以後代々の朱印改めに踏襲されたことを考察している。

第五章「元禄七年令について」は、代替りの朱印改めにおいて、十萬石以上・侍従以上の大名に下付された領知宛行状が「判物」であるのに対し、それ以外に転封・加封などによって領知宛行状が発給された場合、十萬石以上・侍従以上であつても「朱印状」を下付するという元禄七年（一六九四）の幕府の通達を検討する。そして土佐藩山内家・秋田藩佐竹家を事例に領知宛行状の交付をめぐる幕府との交渉に触れ、将軍が花押を捺すという行為が代替りの人生儀礼になつていくと主張する。さらに鯖江藩間部家の史料から、写本に花押を示す「書判」が朱印にも使用されている事例を紹介し、この史料を引用した先行研究を批判している。

第三部「領知宛行状をめぐる儀礼」は、享保期に確定した領知宛行の過程・文書様式が伝統化されていった近世後期の諸儀礼と、将軍の署判のある偽文書などを焼却した事例から、儀礼の意義、儀礼をめぐる人々の動向と文書認識について論じている。

第六章「近世後期領知朱印改と儀礼」、は、天保十年（一八三九）十二代将軍家慶の代替り朱印改めを事例に、実務を担当した老中脇坂安董の日記を中心に検討し、朱印改めの実施をていねいに追っている。掛り役人の任命、判物・朱印状の文言の作成、発給の日付の選定、宛行状に老中が朱印を捺す作業、伝達のさいの江戸城御座間・黒書院・白書院における儀礼の具体的な様相を克明に記述し、伝達儀礼では広間における人の動きやしぐさにも言及している。さらに領知宛行状の作成やその伝達儀礼が、将軍の人生儀礼にかかわる行為となっており、伝達儀礼の場においては侍従という武家官位が座次の基準となっていたと主張するとともに、天保期の幕政が将軍権力の失墜に向かっており、伝達儀礼も形骸化しつつあり現実の政治と乖離していたと述べている。

第七章「徳川将軍文書の焼却にみる近世の文書認識」は、享保期以降に民間が所持した将軍の宛行状や将軍文書に対する幕府の対応、疑わしい文書の焼却とその意義について論じている。吉宗政権以降寛政十二年（一八〇〇）まで、民間か

ら幕府に提出された將軍の文書を、江戸では江戸城内紅葉山東照宮において焼却したのち灰を土器に密封して海に沈め、京都では知恩院において焼却しその場所を竹垣で囲ったという事例を紹介し、現用の將軍文書の効力を抹消した手段であったと考察している。また焼却場所を垣で囲う行為を「殯」と同様な性格と見て、焼却に関わる儀礼を「喪葬」と捉え、將軍の名前が記された文書の焼却を、貴人の実名忌避の慣行と併せて、近世の人々の文書認識であると論じている。

終章では、全体を総括した後、近世の領知宛行制の展開過程、および近世社会がもつ將軍発給文書に対する文書認識を明らかにできたことが成果であると主張している。一方で明治政府の領知宛行制や公家・寺社の宛行政策の検討、近世の文書認識の追究、国家論や領主制論とのすり合わせなどによって、領知宛行制の研究を一層深化させることを課題として掲げている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、徳川幕府の領知宛行制の展開を政治過程に位置付けて考察し、領知宛行状に史料学的な検討を加え、将軍の代替りに一斉に大名に対して領知宛行を実施した朱印改めの実施過程を通じて、その儀礼の確立、伝統化、形骸化を論じ、併せて領知宛行状や將軍文書に対する近世の人々の文書認識を解明しようとした研究である。

本論文は、第一部「江戸幕府成立期の領知宛行制」において徳川幕府成立期の領知宛行制の確立過程を検討している。初代徳川家康と二代秀忠の領知宛行の特質を論じて、次第に知行宛行が公的な性格を持つようになったと指摘し、さらに秀忠と三代家光の朱印改めを比較検討して確立の過程を明らかにしている。また、従来評価が分かれていた史料を、原本が現存しないにもかかわらず、写本のみから史料学的な検討を通して、文言や様式の矛盾を整理し、宛所のみ家康の自筆と

論証して、従来の研究を訂正している。

第二部「領知宛行制の確立」では、通説において寛文四年（一六六四）の四代家綱の「寛文印知」で確立したとされる領知宛行制が、五代綱吉のとき幕政の転換によってさらに変化し、正徳の治を経て享保二年（一七一七）八代吉宗の時代に確立し、以後変化がなかったことを考察し、通説を批判している。そこでは各地に残る領知宛行状の現物を調査し、紙質や字配り・折れ目などの検討から、領知宛行状の作成の過程や文書様式の変化、書札札の問題などと併せて精緻な分析を試みている。かつ、將軍の代替りにおける朱印改めが將軍の人生儀札となっていくと指摘している。

第三部「領知宛行状をめぐる儀札」では、領知宛行をめぐる儀札について、天保十年（一六三九）の十二代家慶の朱印改めを事例に、とくに文言の作成や老中が担当した朱印の捺印、江戸城の御殿における伝達儀札を詳細に追っており、儀札の様相をていねいに解明している。ついで民間から幕府に提出された將軍文書

の焼却について、その執行を「喪葬」儀礼と捉え、その過程を検討することにより近世の人々の文書認識を論じようとしたのは新しい試みといえる。

以上本論文は、徳川幕府の領知宛行制の展開過程を政治史の展開に位置付け、寛文期に確立したとする通説を批判して享保期に確立を設定したこと、領知宛行状の史料的検討を通じて従来の研究を批判・訂正するとともに、領知宛行状の様式や書札札の展開に精緻な分析を加えたこと、領知宛行状の発給や朱印改め・將軍文書の焼却を儀礼として捉え、將軍代替りの人生儀礼や喪葬儀礼に位置付け、ここから近世の人々の文書認識を論じようとしたところに、先行研究とは異なる新たな成果を見出すことができ、意欲的な研究と評価しうる。

ただし、問題点や課題も多く存する。第一に政治史の研究をさらにていねいに組み込む必要があることである。たとえば徳川家康と秀忠の領知宛行の特質を、秀忠のほうが「公的」な性格を持つとして先行研究を批判しているが、すでに家康の指示を受けて文書を発給したという秀忠の役割が指摘されているところであ

り、先行研究に対する批判は当たらない。また秀忠政権から家光政権の政治的動向を近世国家の確立過程として明確に捉えておらず、朱印改めを政治過程の中で意義付けてはいない。かつ、領知宛行制の確立を享保期と捉えながら、享保期の政治的な位置づけを明らかにしていない。本論文の末尾に課題として述べられていることでもあるが、一層の検討が必要である。

第二に、概念が明確でない用語がまま目につくことである。とくに將軍代替りの朱印改めを將軍の人生儀礼として特徴づけ、將軍文書の焼却を喪葬儀礼と論じているが、そもそも「儀礼」の概念を明確にしておらず、論旨が不明瞭となっている部分が見うけられる。それは「文書認識」の概念についても同様であり、これらの用語を多用した主張が精緻な史料分析の成果と必ずしも繋がっていないところは惜しまれる。

しかし本論文は、従来には近世前期の問題として論じられていた徳川幕府の領知宛行制を近世後期まで分析を重ねながらその全体像を捉え、史料の精緻な分析

によって領知宛行状の様式・朱印改めの実施過程を検討し、従来の研究を批判しながら確立期を新たに設定し、この成果に儀礼や文書認識論などの視点を組み込もうと努力し、近世史研究の新たな方向性を示した意欲的な研究であり、今後さらに発展する可能性は大なるものがある。よって本論文の提出者種村威史は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があると認める。

平成二十三年二月十八日

主査 國學院大學教授 根岸茂夫 ①

副査 國學院大學教授 千々和 到 ①

副査 国文学研究資料館教授 大友一雄 ①

種村威史 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十二年十二月十三日

学力確認担当者

| | | | |
|----|------------|------|---|
| 主査 | 國學院大學教授 | 根岸茂夫 | 印 |
| 副査 | 國學院大學教授 | 千々和 | 到 |
| 副査 | 国文学研究資料館教授 | 大友一雄 | 印 |